

# TODA PAY 加盟店利用規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、戸田市（以下「市」という。）および戸田市商工会（以下「商工会」という。）が提供する「TODA PAY」（以下「本サービス」という。）において、プレミアム付電子商品券および TODA PAY ポイント（以下「商品券およびポイント」という。）を取扱う加盟店（以下「加盟店」という。）が遵守すべき事項を定め、適正な運営および加盟店と市並びに商工会との間の権利義務関係を明確にすることを目的とする。

2 本規約は、市および商工会が実施する戸田市プレミアム付電子商品券事業および TODA PAY ポイント事業（以下「本事業」という。）の要綱および約款に基づき運用されるものとする。

### (定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「商品券」 商工会が発行する戸田市プレミアム付電子商品券をいう。
- (2) 「ポイント」 市、商工会および関係団体が発行する TODA PAY ポイントであって、来店又はイベント参加等により付与されるものをいう。
- (3) 「クーポン」 市又は加盟店が発行し、本サービス上で利用できる割引券又はサービス券等をいう。
- (4) 「二次元バーコード」 加盟店を特定するための情報および決済情報を記録した符号をいう。
- (5) 「利用者」 本サービスを利用して商品券およびポイントを用い支払を行う個人をいう。
- (6) 「加盟店登録」 本サービスにおいて加盟店として承認され、識別番号を付されシステム上に登録されることをいう。

### (規約の適用および変更)

第3条 本規約は、加盟店が加盟店登録を完了し、商工会から店舗識別番号の交付を受けた時をもって効力を生ずる。

2 市および商工会は、法令の改正、社会情勢の変化、システム改修又は本事業内容の見直し等、合理的理由がある場合において、本規約を変更することができる。この場合において、変更内容は本サービス上への掲載をもって加盟店への通知とし、掲載時をもって効力を生ずる。

## 第2章 加盟店登録および取扱い

### (加盟店登録)

第4条 加盟店となることを希望する者は、本規約に同意の上、商工会所定の方法により申込みを行い、その承認を受けるものとする。

2 次の各号に該当する者は、加盟店登録を行うことができない。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業者
- (2) 暴力団、暴力団関係企業その他反社会的勢力に該当する事業者
- (3) 特定の宗教団体又は政治団体

(4) その他、公序良俗に反し、又は商工会が不適当と認める者

3 加盟店は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに商工会へ届出なければならない。

#### (加盟店の責務)

第5条 加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が商品券およびポイントを提示した場合、正当な取引である限り、額面又は表示価値どおりに受け入れること。
- (2) 不正利用又は疑わしい取引を認めた場合は、利用を拒否し、速やかに商工会に報告すること。
- (3) 市又は商工会が求めた調査又は報告要請に協力すること。
- (4) 事業の周知のため、商工会が指定するポスター等の掲示物を見やすい場所に掲出すること。
- (5) 本規約および商工会の指示を遵守し、誠実に事業に協力すること。

#### (取扱対象外の取引)

第6条 加盟店は、次の各号に掲げる取引に商品券およびポイントを利用させてはならない。

- (1) 医療保険や介護保険などの一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (2) 出資や債務、公共料金等の支払い（税金・振込手数料・電気・ガス・水道料金など）
- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券・図書券・店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (7) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (8) 風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- (11) その他、前各号に類するもの、または、社会通念上、商品券およびポイントの使用対象として市および商工会が適当と認めないもの、各取扱加盟店が指定するもの

#### (商品券およびポイントの利用および取消し)

第7条 加盟店は、対象取引において二次元バーコードを提示し、利用者の決済操作により商品券およびポイントの支払を受けるものとする。

- 2 加盟店は、決済時に利用者の画面上の金額、店舗名および決済完了表示を確認しなければならない。
- 3 決済完了画面の表示をもって、利用者との間の支払は完了したものとみなす。
- 4 加盟店は、誤決済に伴う取消を行う場合、システム上の取消機能により行うものとし、現金による返金は行ってはならない。
- 5 加盟店において当該決済分について本事業の精算処理が完了した後は、取消しを行うことができず、商品券およびポイントの払戻しを行うこともできない。

#### (換金および支払)

- 第8条 加盟店が受け取った商品券およびポイントによる決済は、システムにより自動的に集計される。
- 2 プレミアム付電子商品券の換金は、商工会が定める期間内に行う。
  - 3 ポイントの換金は、プレミアム付商品券実施期間中は同サイクルとし、実施期間外は月末締め翌月15日支払いとする。
  - 4 換金に関する手数料は徴収しない。
  - 5 加盟店が誤って処理した取引に関しては、商工会が必要と認めた場合、返還を求めることができる。

(不正利用および禁止行為)

- 第9条 加盟店は、次の各号の行為を行ってはならない。
- (1) 不正な方法により商品券およびポイントを取得又は利用させること。
  - (2) 商品券およびポイントの複製、改ざん、偽造又は第三者への不正な譲渡。
  - (3) 虚偽の決済処理又は架空取引。
  - (4) 反社会的勢力への利益供与又は協力行為。
  - (5) その他、市又は商工会が不適当と認める行為。
  - (6) 商工会又は市は、加盟店に対し調査又は是正を求めることができ、加盟店はこれに応じなければならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第10条 加盟店は、自己又はその関係者が次のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定するもの）
  - (2) 暴力団員、準構成員又は暴力団関係企業
  - (3) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
  - (4) 前各号に準ずる者
- 2 加盟店が前項に違反した場合、市および商工会は催告を要せず加盟店登録を取消すことができる。

(契約期間および更新)

- 第11条 加盟店登録の有効期間は、登録日から当該年度の3月31日までとする。
- 2 期間満了の1か月前までに加盟店又は商工会から終了の意思表示がない場合、同一条件で自動更新されるものとする。ただし、商工会非会員で毎月に登録料を徴収している加盟店についてはこの限りではない。
- 3 本サービスが終了したときは、加盟店契約も当然に終了する。加盟店はこれに伴う損害賠償を請求することができない。

(守秘義務)

- 第12条 加盟店は、本事業に関して知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 法令に基づく開示を行う場合は、事前又は事後に市又は商工会に通知するものとする。

(損害賠償)

- 第13条 加盟店が本事業に関連して市又は商工会に損害を与えた場合、加盟店はその損害（弁護士費用を含む）を賠償する責任を負う。
- 2 加盟店と利用者との間で紛争が生じた場合、加盟店の責任と費用においてこれを解決し、市および商工会に損害を与えたときは、直ちに賠償しなければならない。

(免責)

第14条 市および商工会は、天災地変、戦争、法令の改廃、公権力による命令その他不可抗力により生じた損害について、一切の責任を負わない。

2 市および商工会は、加盟店に対し、通信障害、システム障害その他の事由により生じた逸失利益、間接損害又は特別損害について賠償の責を負わない。ただし、市又は商工会に故意又は重大な過失がある場合を除く。

(協議)

第15条 本規約に定めのない事項又は解釈上の疑義が生じた場合は、市、商工会および加盟店が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

(準拠法および管轄)

第16条 本規約は日本法に準拠する。

2 本規約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(施行期日)

附則 本規約は令和8年3月31日から施行する。